

## 令和5年度 知覧中学校部活動運営方針

### 1 部活動の開始及び入退部について

- (1) 年度当初，各部活動顧問を決定し，部活動を開始する。春休み及び顧問発表までは，前年度の部活動顧問等が活動の指示や見届けを行う。
- (2) 部活動に加入する生徒は，毎年度初めに入部届けを提出し，顧問と相談の上，活動を始めることができる。新1年生については，部活動体験期間を経て，入部届けを提出後に活動をすることができる。
- (3) やむを得ず，退部する場合は，顧問及び担任に退部届を提出する。(担任保管)

### 2 部活動の活動時間について

- (1) 活動時間を次のとおりとする。

○ 平日の活動時間（※ 活動時間は，2時間程度とする。）

月	練習終了時刻	スクールバス時刻
4～7月	18：30	18：40
長期休業中	午前 11：50 午後 16：20	午前 12：00 午後 16：30
9月2週まで 体育大会まで	18：30	18：40
9月2週～10月2週まで 新人戦まで	18：00	18：10
10月2週～	17：40	17：50
11月～1月	17：20	17：30
2月	17：35	17：45
3月	17：50	18：00
第2土曜日	16：20	16：30
その他午前授業の場合	16：20	16：30

- (2) 休養日の設定及び土，日，祝日の活動について

- ① 水曜日をノ一部活動デーとして，平日1日の休養日を設ける。(バス1便のみ)
- ② 第3土曜日の活動については，原則として中止とする。
- ③ 土，日の活動については，生徒の負担軽減及び家庭における時間を考慮し，どちらか1日を休みとする。土日に連続して練習等を行った場合は，ノ一部活動デーとは別に，翌週の平日に休養日を設けることとする。
- ④ 週休日や祝日の練習(練習試合，大会出場含む)については，合計で年間50日を上限とする。

(3) 部活動停止期間について

中間テスト5日前，期末テスト7日前から活動を停止する。ただし，この期間の大会参加は県大会レベルの大会やコンクールについては，学校長の承認を得られれば活動できる場合もある。

(4) 長期休業中の活動は，各部で練習計画を作成し，係に提出する。学校長の承認を得て実施する。

### 3 大会等の参加について

大会等（発表会，コンクールも含む）については，学校長の承認を得て参加するものとする。参加については，以下の点に留意する。

(1) 引率責任者を明確にする。

(2) 日時，場所，競技内容，参加方法について事前に十分検討し，生徒の健康・安全上，負担のないよう配慮する。

(3) 参加生徒の健康状況，体力，技能の程度など十分把握し，事故等の予防に努める。

(4) 問題行動等を起こした部活動生の大会参加については，顧問の要望により，顧問会を開き，決定する。原則として，3日から1週間程度の部活動停止とし，その期間の大会参加は認めない。（学年部，顧問指導。共通理解及び連携を図るようにする。）

(5) 日頃からマナーやルールの遵守，部活動生として自覚ある行動を促すようにする。

(6) 中体連，中音連関係以外の大会については，平日の参加は，大会参加申込書に記載された生徒のみとする。

(7) 本校部活動以外の個人競技において，中体連の大会に参加する場合は，生徒からの申し出により，学校運営に支障がない場合に限り，学校長の許可を得て参加することができる。登録，申し込み，引率については，担任及び学年部で協力して行う。

(8) 土日及び休日，平日を問わず，全ての大会への参加は，原則として年12回を上限とする。ただし，中体連主催の大会（地区・新人），地区や県及び九州の代表として上位大会に参加する場合は，上記の12回に含まない。練習試合に関しては，基本的に午前又は午後の3時間程度で計画する。やむを得ず4時間を超える練習試合を行う場合は，事前に校長に届けることとし，原則として前後のいずれかの週で土日両日も休養日とする。（南九州市部活動の在り方に関する方針より）

(9) 新型コロナウイルス感染拡大予防のために，中体連及び各競技団体のガイドラインを遵守し，検温や参加者（生徒及び保護者）等の把握を徹底すること。

### 4 活動上の注意事項

(1) 平日の活動において，顧問が不在になる場合は，副顧問や他の顧問に監督を依頼しておくこと。また，部員への安全確保の指導について徹底する。

(2) 具体的な活動計画に基づいて，活動を実施する。

- (3) 顧問の指示以外の練習方法、内容を慎むよう指導する。
- (4) 活動前に健康観察、施設や器具等の安全点検を行い、事故やけがの予防に努める。事故やけが（熱中症、脳しんとう、心臓しんとう）等が起こった場合の対処についても適切な対応を行うこと。
- (5) 活動前後の手洗い、消毒を徹底し、感染予防に努める。また、更衣やミーティングなどにおいて、3密を回避し、マスク着用を徹底する。
- (6) 部活動の心得について指導を徹底し、部活動を通して生徒の人格形成に努めること。
- (7) けが等が起こった場合は、速やかに管理職へ報告を行い、養護教諭と連携を図って、スポーツ振興センターの手続きを行う。
- (8) 月1回、キャプテン会を開くこととする。
- (9) 体育館使用割り当てについては、使用する部活動で調整する。
- (10) 昼休みに練習を行う場合は、大会、コンクール（県協会主催のみ）の1週間前とする。その場合は、職員への周知し、共通理解を図る。また、顧問等で練習の状況を確認する。

## 5 部活動の心得

- (1) 部員としての自覚と責任をもち、学校や社会の決まりやルールを守り、行動します。
- (2) 部活動と学業の両立を図り、予習や復習に励みます。
- (3) 時間を意識し、短時間でも効率的に練習します。下校時刻を遵守します。
- (4) 顧問の先生の指導に素直に従い、特に安全には十分気を付けます。
- (5) 部室内の整理整頓に努め、所属部以外の部室を利用しません。また、部室内での飲食は行いません。
- (6) 服装は、体育服や部活動で指定されているユニフォームや練習着を着用し、身だしなみに気を付けて活動します。
- (7) あいさつ、礼儀、掃除を徹底し、部活動生として自覚をもって活動します。
- (8) 活動終了後は、寄り道をせずに下校します。迎えを呼ぶ場合は、校内の公衆電話を利用します。
- (9) 練習や試合等を欠席する場合には、必ず顧問に連絡し、無断欠席をしません。
- (10) バス通学生で、休日の部活動に自転車で来る場合には、休日のための自転車通学許可申請を行い、ヘルメットの着用をします。
- (11) 早朝や昼休みの練習をする場合は、顧問の指導のもと練習を行い、活動後の学校生活に支障がないようにします。

### 【付記】問題行動等の発生に伴う指導について

- ・ 違法行為（喫煙、飲酒、暴力、恐喝、まゆそり、いじめ等）については、活動停止及び大会出場停止とし、その期間については顧問会によって決定し、職員へ職員会議等で承認を得る。
- ・ その他の行為については、顧問裁量とし、職員へ職員会議等で承認を得る。

## 6 休部、廃部について（令和5年度から摘要）

現在、活動している部活動について、新チームスタート時（9月）に部員数が大会参加最低人数を満たさない場合でも、練習や大会出場、県中体連複数校合同チーム編成規定（軟式野球、サッカー、バレーボール、バスケットボール）に基づき、合同チームの結成を認める。合同チームの編成が2年続いた場合は、次年度4月からの部員募集停止とする。その場合は、新入生入学説明会で説明を行う。在籍部員の引退に伴い、廃部とする。また、全部活動において、新チームスタート時（9月）部員数が0人になった場合も、廃部とする。

## 7 各部活動組織

部活動名	顧問	副顧問
野球		
サッカー		
女子バレーボール		
女子バスケットボール		
弓道		
卓球		
男子ソフトテニス		
女子ソフトテニス		
吹奏楽		
放送		
ボランティア		
陸上同好会		

※ ボランティア部については、令和5年度より募集停止とする。

※ 放送部については、令和4年度から募集停止としている。3年生（1年時に在籍している2人）の部員については、放送部に所属しているものとする。放送部の活動については、文化部の常時活動として実施する。現放送部員については、優先的に文化部へ所属できるように配慮する。

※ 地区中体連陸上大会及び駅伝大会について参加する場合も、部活動運営方針に準じて活動を行う。

※ 協議事項や共通理解を図るために、顧問会を開催することとする。